

住宅防火情報

第3号 (H20.2)
消防庁予防課

～ 住宅用火災警報器を設置しましょう ～

奏功事例（事例紹介）

平成19年3月-12月の間、消防庁に寄せられた住宅用火災警報器等の奏功事例（情報）

事例件数 137 件

事例紹介

○女性（90代）が、こんろに煮物の鍋をかけたまま放置し、居間でテレビを見ていたところ、煮物が焦げ、その煙により台所の壁に設置されている住宅用火災警報器が作動した。女性は住宅用火災警報器の警報音に気付かなかったが、隣人が警報音と何か焦げたような臭いに気付き、119番通報した。（愛知県名古屋市）

○1人暮らしの女性（90代）が、昼食用の煮物を温めようと片手鍋をガスこんろにかけていたが、買い物に出ていたホームヘルパーが帰宅し、こんろを忘れて居間で過ごすことになった。しばらくして突然、台所に設置されている住宅用火災警報器が作動した。急いで台所に行ったところ、ガスこんろにかけてあった鍋から煙が出ていたため、鍋に水を入れた後、119番通報した。（神奈川県横浜市）

○女性（80代）が、台所でティーポット（耐熱製ガラス）にハーブティーを入れ、ガスこんろにかけたまま放置したことから、空焚き状態となって発煙した。炊事場の南側寝室に設置されている住宅用火災警報器が発報し、これと連動している屋外ブザーが鳴動しているのを近隣者が聞き、119番通報したもので、消防隊が現場到着時、茶葉の焦げつきのみで焼損物件はなかった。（京都府京都市）

○女性（80代）が、台所で天ぷらを揚げるためにフライパンに食用油を入れてガスこんろに点火した後、その場を離れ放置したことにより出火した。台所に設置されている住宅用火災警報器が作動し火災に気付き、119番通報を行うとともに、初期消火を行った。（長崎県西彼杵郡）

○外出先で近隣の建物から住宅用火災警報器の警報音が聞こえたため、建物内に入り2階階段踊り場で倒れていた居住者を発見した。居住者を抱きかかえて室外に搬送し、消防隊及び救急隊に引き継いだ。（青森県弘前市）

○居住者は、寝たばこをして就寝中のところ、住宅用火災警報器の警報音で目が覚め、ふとんから煙が出ていることに気付き、あわてて風呂場へ持って行き、浴槽の水に浸した。（千葉県千葉市）

○居住者は、2階で就寝中、1階で発生した火災の煙により住宅用火災警報器が作動し、警報音に気付き、2階の窓から避難した。（山口県柳井市）

○建物所有者は、敷地内に新築したばかりの建物（未入居）の中から警報音が聞こえたため、鍵を開けて中に入ったところ、煙が充満しており、1階の玄関マットと側に置いていた清掃用ウエスから煙が出ていたので、それらを外に出してバケツで水をかけ消火した。（長崎県大村市）

○居住者は、住宅用火災警報器が作動し、2階の子供部屋に煙が漂っているのを発見した。そして、ベランダを見ると、エアコンの室外機が燃えており、初期消火し、119

番通報した。(千葉県千葉市)

○共同住宅の居住者は、夕食の調理のため天ぷら鍋に油を入れて火にかけてそのまま、消すのを忘れ外出した。留守番をしていた子供(中学生)が居間でテレビを見ていたところ、台所の住宅用火災警報器の警報音で火災に気づき周囲に知らせるとともに、消防機関に通報した。駆けつけた上階に住む男性が、備え付けの消火器2本で初期消火を行った。(長崎県大村市)

○共同住宅に居住する高齢者(70代)が、味噌汁の入っていた鍋をガスコンロで加熱したまま寝てしまったため、鍋が空焚き状態となった。台所に設置されている住宅用火災警報器が作動し、隣室の居住者が火災だと思い119番通報した。(愛知県名古屋市中)

○共同住宅に居住する主婦(30代)が、ラーメンを作るため鍋をガスコンロにかけ、そのまま放置してしまっただけで、鍋は空焚きとなり、住宅用火災警報器が鳴動した。本人は熟睡して気づけなかったが、その警報音を聞き同じ階の住民3人が駆けつけて来て、玄関ドアを叩いても応答がないため、119番通報した。同時に彼らがベランダ側から進入し、ガスコンロのスイッチを切ったため、火災には至らなかった。(愛知県名古屋市中)

○共同住宅の2階に住む男性(80代)が、昼食時にガスコンロに鍋を掛け味噌汁を加熱していたところ、そのまま放置してしまい鍋が空炊きとなり、襖を隔てた居間に設置された住宅用火災警報器が発報し、別室で仮眠していた本人が警報音に気づき119番通報した。(福岡県北九州市)

○共同住宅に住む女性(60代)が、煮物の鍋をガスコンロで加熱したまま放置し寝込んでしまったため、鍋が空焚きとなり、台所に設置された住宅用火災警報器が発報し、帰宅途中の隣室の居住者が119番通報した。

なお、ガスコンロの火は、騒ぎで目が覚めた居住者によって消されていた。(愛知県名古屋市中)

○戸建住宅に住む男性(70代)が、グリル付2口ガスコンロにフライパンを掛けサラダ油を入れて点火し、3、4分離れたところ、過熱されたサラダ油から発煙した。住宅用火災警報器が発報し、これに連動している緊急通報システムから消防機関に通報された。男性は、住宅用火災警報器の警報に気づきガスコンロを消したため火災には至っていない。(愛知県春日井市中)

○共同住宅に住む男性(40代)が、ガスコンロに食パンを置いて火を着けたまま寝込んでしまったため食パンを焦がした。近隣住民が男性宅前を通りかかったところ、住宅用火災警報器の警報が鳴っているのを聞き、窓越しに炎らしき赤い光が見えたため119番通報した。(愛知県名古屋市中)

○共同住宅に住む女性が、仏壇のローソクに火を着けて拝んでいるうちに気分が悪くなり、意識を失い倒れてしまった。その間にローソクが転倒・落下し火が周囲に燃え移った。仏壇に設置されていた住宅用火災警報器が発報し、警報音で意識を取り戻した女性が火災に気づき初期消火した。(広島県広島市中)

悪質訪問販売等に関する事案(事案紹介)

平成19年3月-12月の間、消防庁に寄せられた悪質訪問販売等に関する事案(情報)

事案件数 27 件

事案紹介

○中年男性 2 人が来て、「住宅用火災警報器が平成 18 年から設置義務化された。どこの家庭でも付けなければならない。」「取り付け費は 2,300 円で、後で毎年経費がいる。」と話しているうちに、かかってきた電話に対応したので、何もせずに帰ってしまった。不審に思い市役所の市民センターに問い合わせたところ、悪質訪問販売ということが判明した。(新潟県新見市)

○1 人暮らしの高齢者宅に男性 2 名が、「役場から来た」と言って、住宅用火災警報器の音を鳴らすなどの実演をした。代金は 23,000 円で販売すると言われたが、今はお金が無いと断り、隣家に相談に行くと伝えると、帰って行った。(岐阜県中津川市)

○1 人暮らしの高齢者を消防署員風の服装をした男性 2、3 人が、住宅用火災警報器を販売したいとして訪問してきた。購入を断るとカタログを置いて帰って行った。昨年度も 4 回程度の訪問を受けた。(岐阜県中津川市)

○業者が勝手に家の中に入り込んで、「住宅用火災警報器がここここに必要だ。」と言って取り付け準備をしながら、代金は 1 回 3,000 円の 30 回払いだと言われたので、お金がないと断ったら、帰って行った。(秋田県南秋田郡)

○高齢者女性が 1 人で留守番中、男性 2 人が訪れ、「市役所から来た。住宅用火災警報器を必ず設置しなければならない。」と言い、なかば強制的に住宅用火災警報器を 1 個設置し、代金を請求された。被害額は 20,000 円。男性 2 人は身分証を提示せず、領収書も発行していない。(秋田県秋田市)

○「役場の方から住宅用火災警報器の設置を依頼されて来た。」と、青い作業服の男性 2 人が訪れ、1 個を居間に設置し、23,000 円を請求され支払った。領収書を請求したところ、2、3 日後役場から送付されると言って、その場を立ち去った。(和歌山県東牟婁郡(ひがしむろぐん))

○男性 1 人(年齢不明)が女性(80 代)宅に、住宅用火災警報器の販売を目的に訪問し、「住宅に火災警報器を設置するのは、法律で義務付けられています。」と、住宅用火災警報器を売りつけてきた。最初は 20,000 円請求されたが、女性は手持ちがなかったため 7,000 円を支払い、残金は後日集金に来るということで男性は立ち去った。女性が、警察に相談したため悪質訪問販売が発覚した。(山口県周南市)

○高齢者夫婦宅(2 人暮らし)へ男性 2 人組み(1 人は 50 歳前後、1 人は不明)が訪れ、留守番の妻に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを告げ、住宅用火災警報器を台所に続く廊下天井に取り付け、代金 23,000 円を請求してきた。妻が 23,000 円を支払った後、領収書を求めたところ「後で送る。」と告げ出て行ったまま連絡が取れなくなった。警察及び県消費生活支援センターへは悪質訪問販売として届け出ている。(石川県鳳珠郡(ほうすぐん))

○オレンジ色の作業服を着た男性 2 人が、男性(80 代の父親、50 代の息子の 2 人暮らし)宅を訪れ、「住宅用火災警報器の設置に来た。」と言い、家に上がり込み、台所壁面に住宅用火災警報器を 1 個設置し、代金 23,000 円を請求してきた。2 人組みは代金を受け取り、領収書を発行せず立ち去った。(愛知県新城市)

○「消防署や。市役所から来ました。」「住宅用火災警報器の設置が義務付けられた。」などと言いながら、男性 2 人組みが訪問し、1 人が「中を見せてください。」と勝手に入

り込み、住宅用火災警報器を設置した。代金として、26,000 円を請求されたが、持ち合せが 10,000 円しかないと伝えると、10,000 円受け取り帰って行った。居住者は領収書や会社名など分かるものを請求したが、「後日書類として送る。」と言い拒否された。(石川県輪島市)

○「農協からガスの点検に来ました。」と言って、男性 2 人が来て、1 人が台所にあがり「ガスは大丈夫ですが、住宅用火災警報器が必要です。」と言ってきた。もう一人も台所にあがり、台所の壁に住宅用火災警報器を 1 個設置し、29,000 円を請求され支払った。(石川県鳳珠郡)

○1 人暮らしの女性(80 代)宅に、男性 2 人(50 代と 40 代)が訪れ、「住宅用火災警報器をどこの家庭にも取り付けなければならなくなりました。お宅はまだ取り付けられていないのですぐ取り付けて下さい。」と言って住宅用火災警報器を設置しようとした。女性は「そういうことは、消防署や市役所から何も聞いていない。」と言うと、「回覧板で廻している。」と言って台所の壁に設置された。(佐賀県多久市)

○高齢者宅に突然訪問した業者に、「火事になると危ない、(住宅用火災警報器を)取り付けなさいといけなさい。」と言われ、強引に契約書と引落口座を書かされた。「お金がない。」と言うと「あるだけ出せ。」と言われ 8,800 円を渡した。

その後、業者に住宅用火災警報器を取り外したいと電話したら、「いつ行けるかわからない。」と言われた。契約内容は、①煙感知器、月 525 円の 5 年契約で総額 31,500 円、②配線保守サービス、月 1,575 円の 1 年契約で総額 18,900 円、合計 50,400 円であったが、定期的に訪問している民生委員がクーリングオフの手続きを行った結果、住宅用火災警報器が撤去され、支払った 8,800 円が返金された。(兵庫県河西市)

★【ご注意を！～寄せられた情報からみる手口】

- ・法律で設置が義務になったので、早急に取り付けなければいけないと迫る。
- ・高齢者、特に 1 人暮らしの方が狙われやすい。
- ・役場、消防署から来たと騙る。
- ・代金の領収書を請求すると、後日役場から送られて来ると言う。
- ・強引に家に入ろうとし、承諾を得ず点検を始めたり、強引に取り付けようとする。
- ・回覧板で回しており、地区の全戸に取り付けに回っているからと心理的に追い込む。

★【被害にあわないためには・・・】

- ・消防職員が、訪問販売することはありません。
- ・自分の家にはどこに設置する必要があるのか、あらかじめ知っておく。
- ・点検は個人で容易にでき、点検業者に依頼しなければならない作業ではありません。
- ・口車に乗せられて、即決・契約しないこと。
- ・事前に見積もりをとり、工事内容をよく確認すること。
- ・安すぎるのは、おかしいと疑うこと。
- ・罰金という言葉におびえて動揺しないこと。(罰則はありません)

★【不適正な訪問販売で購入、契約してしまったら・・・】

・クーリング・オフ制度

契約（購入）から一定期間（住宅用火災警報器の訪問販売については8日間）以内であれば、クーリング・オフをし、契約を解除することができ代金を支払う必要がなくなり、また、支払った場合でも全額返還してもらえる制度。

※詳しくは、お住まいの地域の消費生活センターへお問い合わせ下さい。

（国民センターURL:<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>）

住宅防火対策推進の取り組みに関する情報をお寄せ下さい。

【連絡・送付先】

消防庁予防課予防係

TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533

E-mail yobouka-y@soumu.go.jp

住警器の悪徳訪問販売等にご注意を！！

住宅用火災警報器の悪徳訪問販売被害が多数報告されています。

【よくある手口】

- ・「消防署(または市役所)から来ました。」と嘘をついてだます
- ・「もう義務化されています。」と嘘をついてあおる

- 悪徳訪問販売は、広い地域で発生しています。
- 多発地域やその近隣では特に十分な注意が必要です。
- 表面化していないケースも考えられるほか、今後の既存住宅での義務化が進んでいくので、これまでに発生例がない地域でもご注意いただきますようお願いします。



※ H17.6～19.12までに総務省消防庁に消防機関から報告があった事案をプロットしている。

※ 被害は無かったが不審な訪問があった事案を含む。

住警器悪徳訪問販売等の発生地分布